

## 温泉利用廃止届

年 月 日

佐世保市保健所長 様

利用者 住 所

T E L

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり温泉の利用を廃止しましたので、佐世保市温泉法に関する条例第6条第2項の規定により届け出ます。

温泉利用施設の名称		浴 用 又 は 飲 用 の 別	浴用・飲用
温泉利用施設の所在地	佐世保市		
廃 止 年 月 日	年 月 日		
届 出 者			
添付書類 温泉利用許可書			

### 備考

利用者が死亡(法人にあつては解散)した場合は、戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条に規定する届出義務者(法人の解散の場合は清算人)がその届出を行うこと。